

第1章 総論

1 目的

本計画は、最低限の行政サービスを維持しながら、迅速に災害対応業務を開始するとともに、災害時の応援を可及的速やかに利活用を図る方針を定めることで、応援団体の力も借りて総力を結集し、早期に行政機能を復旧させることを目的とする。

2 計画の基本方針

(1) 業務継続能力の向上

非常時において必要な人的・物的資源を確保するとともに、職員の災害対応能力を強化し業務継続能力の向上を図る。

(2) 非常時優先業務の整理

市民の安全の確保を最優先することを主眼に、発災後の時系列ごとに実施すべき業務の優先度を整理し、優先度の高い業務から着手する。

(3) 受援体制の確立

受援時の優先順位や窓口を整理し、受援体制の確立を図る。

3 計画の位置づけ

伊丹市地域防災計画の下位計画として位置づけた。



4 計画の効果

業務継続計画及び受援計画の共通重要事項として位置づけられる、非常時優先業務の洗い出しを踏まえ、災害時の一連の業務負担等を分析し、業務継続計画及び受援計画を総合的にマネジメントし、相乗効果を得ながら、災害対応業務を進める。（図【計画策定後】災害対応業務負担イメージ）

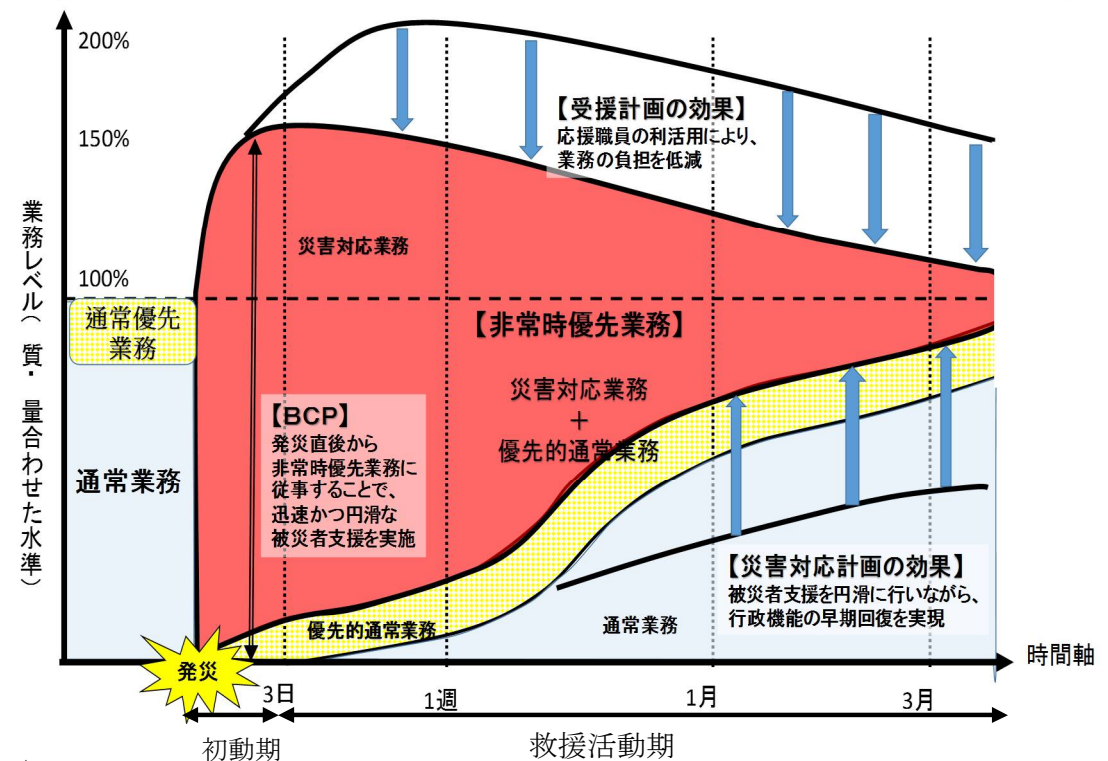
<非常時優先業務の定義>

非常時優先業務 = 災害対応業務 + 優先的通常業務

災害対応業務：地域防災計画に掲げる「市災害対策本部事務分掌」

優先的通常業務：停止することで市民生活や社会活動への影響が大きい通常業務

図【計画策定後】災害対応業務負担イメージ



第1章 総論(続き)

5 計画の発動基準等

(1) 発動基準

大規模な災害の発生により、「災害救助法が適用される場合（多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じた場合。）」又は市災害対策本部において本部長が必要と認めたとき。

(2) 対象期間

対象期間は、混乱が予想される救援活動期までの「発災時から3ヶ月」を目安とする。

(3) 発動権限者

本計画の発動権限は、災害救助法の適用を除き、市災害対策本部長（市長）とする。なお、本部長（市長）の判断を仰ぐことができない場合には、災害対策本部長の代替職員の順位による。

(4) 解除基準

【計画全体の解除】

本部長は、災害対策本部の閉鎖をもって、本計画の全体を解除する。また対象期間（3ヶ月）又は非常時優先業務が収縮した場合においても、解除することができる。

【個々の非常時優先業務の解除】

本部員は、非常時優先業務の進捗状況に応じて、休止していた通常業務を順次再開させるものとする。

(5) その他

業務継続計画及び受援計画の個別に関する基準は、その基準を優先するものとする。

第2章 被害想定と前提条件

1 被害想定概要

	(阪神・淡路大震災級) 地域防災計画想定	阪神・淡路大震災 実績
最大震度	7	6程度と推定
死者数(死者率)	520人(0.26%)	23人(-%)
負傷者(負傷者率)	3,744人(1.18%)	2,716人(-%)
全壊数	6,078棟	1,395棟
半壊数	4,880棟	7,499棟
避難者数	15,195人	8,775人

※南海トラフ地震については、今後30年以内に70～80%で起きることが想定されているが、本市においては津波被害の想定がないため、本計画の範囲内の被害で収まるものと想定する。

2 前提条件

(1) 発災時刻：「早朝5時発災」と想定

(2) 職員参集率の想定：下表のとおり

【職員参集予測（基本モデル）】

	発災後 45分	発災後 60分	発災後 90分	発災後 24時間	発災後 48時間	以降
職員参集率	21%	42%	56%	75%	90%	95%

(3) 庁舎等の被害想定

行政機能の中核である本庁舎等の被害想定は、非耐震化の建築物にあっては半壊以上の損壊とし通常機能をすべて取り戻すためには3ヶ月以上要するものとし、耐震化済みの建築物にあっては一部損壊であるがそのまま使用できるものと想定する。

第3章 業務継続計画

1 業務継続計画の目的

市民の生命・身体及び財産を保護しつつ、市民生活への影響を最小限とすることができるよう迅速に災害対応業務を開始するとともに、行政サービスを維持しつつ、可能な限り早期に本市の機能を回復させる。

2 特に重要な6要素

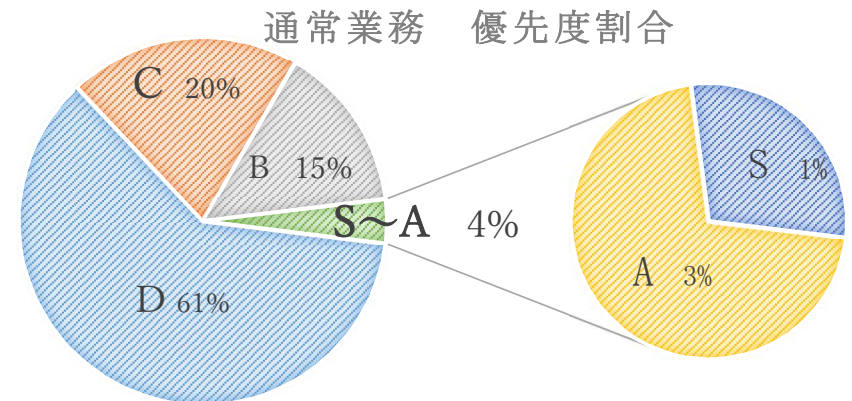
業務継続計画の中核となる特に重要な6要素は、「市町村のための業務継続計画作成ガイド～業務継続計画に必須な6要素を核とした計画～（平成27年5月内閣府（防災担当））」の様式によって定めた。

3 非常時優先業務の整理

非常時優先業務の整理については、「非常時優先業務及び応援要請業務の選定」に基づき、「優先的通常業務整理表」及び「非常時優先業務 一覧」を使用して、各対策部が優先的通常業務の整理を行い、そのうえで災害対応業務と合わせ、非常時優先業務として下記のとおり定めた。

【通常業務の優先度内訳】

	優先度	程度
優先的通常業務	S	初動期でも行うべき（人命救助と同等）
	A	初動期に行うべき（ライフライン復旧と同等）
	B	救援活動期（1週間～1月以内に再開しないと、市民に混乱を生じるもの。法律上の手続きが滞り、市民の財産等に影響があるもの）
	C	救援活動期（1月～3月以内に再開しないと、市民が通常の生活を営めないもの。災害を理由に法定処理期限の延長が難しいもの）
	D	3月以上にわたり業務を停止しても問題ないもの



【非常時優先業務の内訳】

優先的通常業務の選定に伴い、災害時における業務の「非常時優先業務一覧」により、各部の非常時優先業務と応援要請業務を下記のとおり定めた。

全体の災害対応業務は153業務となり、優先的通常業務は46業務と定めた。

【非常時優先業務の内訳】

対策部名	非常時優先業務		
	総数	災害対応業務 （うち応援要請業務）	優先的通常業務 （うち応援要請業務）
総括本部事務局	46	39（2）	7（1）
調査部	15	15（2）	0（0）
環境部	22	15（7）	7（3）
施設部	42	38（4）	4（0）
避難部	14	13（0）	1（1）
援護部	51	24（9）	27（0）
物資部	9	9（3）	0（0）
合計	199	153（27）	46（5）

第4章 受援計画

1 受援計画の目的

被災による行政機能の低下や発災時の混乱期においても躊躇なく早期の応援要請を可能とし、応援団体の支援を最大限に活かすことにより、効果的な災害応急対策の遂行と、迅速かつ円滑な被災者支援の実現を目指す。

2 受援計画の考え方

災害発生後から想定される応援・派遣の形態のうち、「初動期」、「救済活動期」における応援・受援を対象範囲とする。被害規模が大きくなり、復興の取り組みに至るまでの対応が長期化すると、別の枠組みでの「支援」が必要となることから、本受援計画の対象としないものとする。

3 受援本部の設置及び役割

【受援本部の構成】

大規模災害時における応援を円滑に受け入れるために、応援受入の総合窓口として「受援本部」を総括本部事務局内に設置することとし、その本部構成は下記のとおりとする。また、ボランティア（福祉活動）及び物資に関しては、援護部及び物資部が受援本部からの要請を受けて応援団体等と調整を行うものとする。

(受援本部)

指揮者 : 人材育成室長

受援担当 : 人材育成室（災害時の規模等で判断するが、必要人数は最低2名とする。）

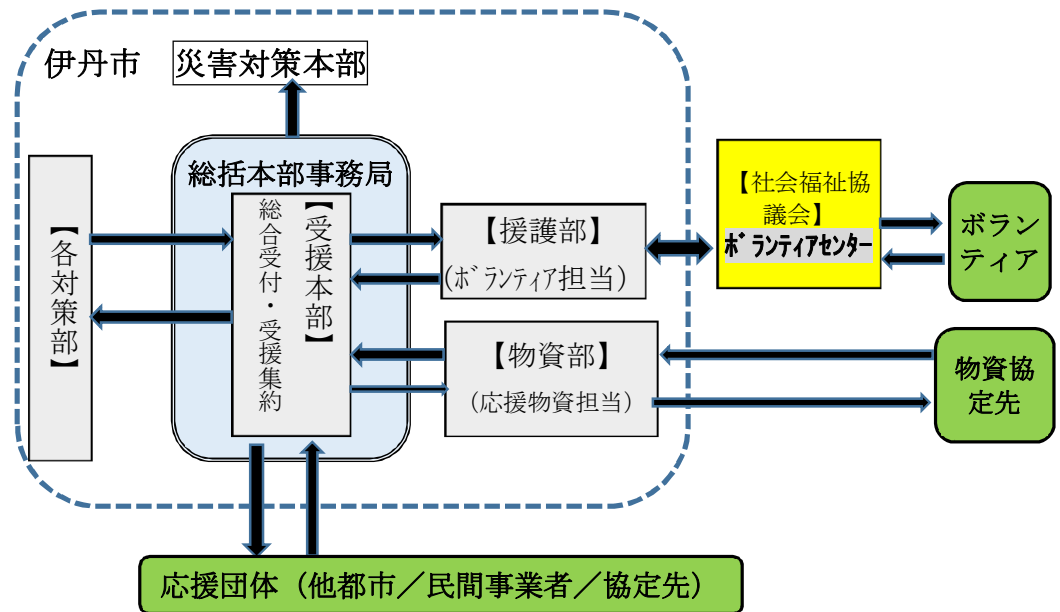
ボランティア担当：援護部（必要人数は最低1名とする。）

応援物資担当：物資部（必要人数は最低1名とする。）

【各対策部の役割】

各対策部の応援要請が必要な場合は、各対策部が受援シートをとりまとめて、受援本部に依頼するものとする。

【イメージ図】



4 支援区分に応じた受入計画

災害時に迅速に応援要請し、受入できるよう「人的支援受入計画」「物的支援受入計画」「災害ボランティア受入計画」を個別に受入計画を定めた。

5 応援要請業務

非常時優先業務一覧の整理において、各対策部で想定した受援対象となる応援要請業務を32業務定めた。

第5章 計画の検証と見直し

本計画の検証は、隔年で実施される総合防災訓練や図上訓練などで本計画を活用し、課題の抽出等によって行うものとする。

本計画の見直しは、総合防災訓練の反省を踏まえ行うこととし、概ね2年毎に見直しを行うものとする。